

中期目標・中期計画（素案）

北海道教育大学

平成15年9月11日

中期目標	中期計画
<p>大学の基本的な目標 21世紀に入って日本の国立大学は、国際的水準の視点から教育研究を高度化・活性化し、国民の負託に応えることが強く求められている。その中で、北海道教育大学は、教員養成と地域人材養成に関する国民と北海道民の期待に一層積極的に応えるために、大学の基本的な理念と目標を自ら定め、これに基づいて不断に改革の実を挙げる。</p> <p>北海道教育大学の基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学術の中心として、教育及び人間に関する理論と実践を核に専門的学芸の絶えざる研鑽と発展を図り、時代と社会の切実な要請と国民の負託に積極的に応える。 ・広く深い専門的学芸の教授と、教育及び人間の実際に関する実践的指導力の涵養とによって、学習主体者としての学生の自発的な学習を積極的に開発し、義務教育諸学校の教員をはじめとして、豊かな人間性をそなえ、創造的に課題解決に取り組み、地域社会で意欲的に活躍できる人材を育成する。 ・北海道内唯一の総合的な教員養成・研修機関として、また学際的・文化的な分野に関して特色を有する高等教育機関として、北海道内の国立大学等と連携しつつ固有の役割を果たす。 ・広大な北海道の主要中核諸都市にキャンパスを有する体制を最大限生かし、北海道全域にわたって地域の教育と文化の振興に貢献する。 	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年 4月 1日から 平成22年 3月31日まで</p> <p>2 教育研究上の基本組織 中期目標達成のため、別表に記載する学部及び研究科を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 教育の成果に関する目標 【学士課程】 現代の教育課題に応えて、豊かな人間性、確かな実践的指導力及び地域・保護者などとの人間関係調整能力等を育成する。 北海道の地域特性を生かし、へき地・小規模校教育、環境教育などを担いうる能力を養成す</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 各年度の学生収容定員については別表のとおり。 【学士課程】 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 教養教育の理念を明確にし、専門教育との関係において、諸科学・芸術を深め、国際感覚や人間倫理及び人間・社会・職業等に対する意識を形成する。 現代的素養としてのコンピュータ・リテラシー、英語によるコミュニケーション能力等の育成を図る。</p>

<p>る。</p> <p>生涯教育，国際理解教育，地域環境教育，情報社会教育及び芸術文化教育の一層の充実を図り，地域社会の担い手となるべき能力を形成する。</p>	<p>専門教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>教員としての資質を育成するために，教育科学，教科教育と教科専門の理論と教育現場における教育実践との有機的な関係構築を図り，教育内容を充実させる。</p> <p>社会や教育現場での実習等を体験させることで，教育相談やカウンセリングの基礎的な能力を含む実践的能力を獲得させる。</p> <p>へき地・小規模校教育への理解を深め，実践現場を体験させることで，地域に生きる教員としての意識を形成する。</p> <p>地域における芸術文化，環境，情報，国際交流，生涯教育等の担い手及び市民生活における教育的指導者など地域活性化に資する力量を身につけさせる。</p> <p>研究課題の指導を通して，課題の設定，知識の総合，関連情報の収集，プレゼンテーションの能力等，実践的な能力の育成を図る。</p> <hr/> <p>卒業後の進路等に関する具体的目標の設定</p> <p>職業意識を醸成するインターンシップやキャリア教育の充実を図る。</p> <p>学生に対する職業意識を養い就職指導を充実することにより，就職率の向上を目指す。</p> <hr/> <p>教育の成果・効果の検証に関する目標を達成するための措置</p> <p>学校，企業，卒業生等へのアンケート等を通じて教育の成果を計り，それを教育に反映させるシステムを構築する。</p>
<p>【修士課程】</p> <p>研究成果に基づき，現代の教育課題に応える高度の実践的指導力及びカウンセリング能力など専門的な職業能力を育成する。</p> <p>教育現場において指導的役割を果たす人材を養成する。</p>	<p>【修士課程】</p> <p>大学院教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>新たに発足させた学校臨床心理専攻の成果を踏まえ，教育現場の課題に応える臨床的教育の充実を図り，実践的な指導力等を養成する。</p> <p>現代の研究成果に基づく教育科学諸分野並びに科学・芸術に関する最新の知見を教授し，より専門的な能力を育成する。</p> <p>現職教員に対する多様な再教育・研修の機会を整備する。</p>
<p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>【学士課程】</p> <p>基本理念に即したアドミッション・ポリシーを明確にし，学生受け入れの方策を適切に講じる。</p> <p>カリキュラム，入試等に関して大学の教育システムの全学的な統一性を高める。</p> <p>学生の自主的で創造的な学習を促すために，それに相応しい授業設計を行うとともに，学生支援システムと学習環境を整える。</p> <p>学習意欲や学習姿勢の改善につながる成績評価を行う。</p> <p>国内の大学と大学教育上の種々の連携を追求する。</p>	<p>(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置</p> <p>【学士課程】</p> <p>アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策</p> <p>求める学生像，学生募集方法や入試方法を検討し，アドミッション・ポリシーに基づく学生受け入れについて点検・見直しを継続して実施する。</p> <p>入試パンフレットの工夫，大学説明会のきめ細かな実施，インターネットの活用などにより入試広報の充実を図る。</p> <p>入学者選抜方法研究委員会での研究活動を推進し，その結果をもとに入試改善に努める。</p> <hr/> <p>教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的な方策</p> <p>共通する科目について大学としてのカリキュラム基準を作る。</p> <p>1年次教育(導入教育)をより充実し，大学での目的意識を持たせる。</p> <p>学外実習の充実並びに学校支援ボランティア及びフレンドシップ事業の単位化を推進し，実践力の養成を図る。</p> <hr/> <p>授業形態，学習指導法等に関する具体的な方策</p> <p>多人数授業を見直し，学生の主体的取組を促す参加型授業の充実を図る。</p> <hr/> <p>適切な成績評価等の実施に関する具体的な方策</p> <p>全教員が単位制度に準拠した授業設計に取り組むとともに，成績評価基準を公表し，履修単位の上限設定について検討を進め実施する。</p> <p>厳正な成績評価の実施と成績平均値制度(GPA)の採用について研究し，検討を行い実施する。</p> <hr/> <p>国内の大学と大学教育上の種々の連携に関する具体的な方策</p> <p>単位互換等大学間の交流を推進し，教育内容の多様化を図る。とりわけ道内国立6大学との連携を強める。</p>

<p>【修士課程】 教育理念及び教育現場に生起する諸課題に応える、専門的な教育内容・方法を追求する。</p>	<p>【修士課程】 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 アドミッション・ポリシーに基づき、教育現場の課題に関心を持ち、指導的な役割を果たしうる学生の確保に努める。</p> <hr/> <p>教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的な方策 教育の現代的課題に応える、教育現場に立脚した実践的な教育内容を推進する。 附属学校をはじめ小・中・高等学校との連携で、実践的な教育・研究指導を行う。</p>
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標 教育研究の理念、目標に沿って、教職員の適切な配置を図る。 学生による授業評価の成果を授業改善とカリキュラム改革に生かすとともに、大学教育改善に関する教員の教授能力向上(ファカルティ・ディベロップメント：FD)を継続的に進め、全教員の大学教育改善の取組を強化する。 北海道内の膨大な現職教員再教育の課題に応える大学院教育の充実発展を、遠隔教育等のより積極的な導入を含めて追求する。将来の必須の課題として、博士課程の設置を目指す。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員配置等に関する具体的方策 教員の配置は、教育研究活動の適切な評価、専門領域のバランスを考慮し、弾力的な運用を行うとともに必要に応じて教員組織の見直しを図る。</p> <hr/> <p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 学生の自主的で創造的な学習を支援するために学術情報を系統的に整備し、電子化することにより図書館の充実を図る。 ネットワーク環境の充実を図り、学習支援環境を整備する。</p> <hr/> <p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的な方策 学生による授業評価を実施し、授業改善に反映する。 教育実績に対する評価システムを検討し、整備する。</p> <hr/> <p>教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 FD活動を充実するとともに、FDの企画・実施を行う全学的組織を設置する。 高校教育までに培われる知識と大学教育で要する知識の齟齬の補完とその対処に関する学内研究プロジェクトを立ち上げる。</p> <hr/> <p>全国共同教育、学内共同教育に関する具体的方策 遠隔授業システムの充実を図り、双方向遠隔授業を一層推進する。</p> <hr/> <p>学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項 転課程等の適正な実施により、学生移動の弾力化を図る。</p>
<p>(4) 学生への支援に関する目標 学生の多様な相談内容に対する指導・助言体制を整え、学生支援を充実する。 コミュニケーション能力、課題解決能力、組織力等を培う課外活動を見直し、その活性化を図る。</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学生の修学支援に関する具体的方策 大学教育情報システムによる学生への統合ネットワーク環境を整備し、学生の修学及び生活全般への支援を行う。 指導教員(アカデミック・アドバイザー)制度を充実する。 学生便覧(履修案内)及びシラバスの見直しを行い、学生に理解され、利用しやすいものに改善する。 現職教員の研究・研修を促すため、教育委員会派遣制度・休業制度・長期履修制度の活用など弾力的な修学形態を推進する。また、このためにサテライトを設置する。 オフィスアワー制度を全学的に実施し、一層の充実を図る。</p> <hr/> <p>生活相談・就職支援等に関する具体的な方策 就職指導の業務を担う委員会等を強化し、就職相談室やキャリアアドバイザーを設置するとともに、学生の学習履歴・希望を把握し、学生に対する就職指導・支援体制の充実を図る。また就職情報システムを整備する。 学生の生活上や健康面・心理的問題に関する相談態勢を整えるため、「なんでも相談室」(窓口)の設置をすすめ、カウンセラーや看護師との連携を図りつつ学生の悩み解決への支援を強化する。 セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどの人権侵害の防止に関する教育・広報活動を推進し、「学生の人権擁護に関する規程」に基づく相談体制を強化する。</p> <hr/> <p>経済的支援に関する具体的方策</p>

	<p>学生の修学を財政的に支援する制度を検討する。</p> <p>編入生・社会人・留学生等に対する配慮 編入生・社会人学生・外国人留学生等に対する，ガイダンスをはじめとし，修学・支援体制の充実を図る。</p> <p>学生の自立的な活動を高める具体的な方策 学生の自主的な研修，プロジェクト・行事等の活動を支援する。 学生表彰の内容について検討を行いより充実したものとす。</p>
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 教育科学，教科教育と教科専門，大学と附属学校との緊密な連携による教育現場に立脚した専門的研究の創成を追求する。 北海道の教育実態に関わる種々の実際的な研究と政策提言を行い，北海道教育委員会及び地方教育委員会との連携の中で全学的な研究課題として積極的に推進する。 個別の研究を推進するために，各キャンパス間の教員集団の連携を図る。 北海道の地方自治体，公共・民間団体及び企業と連携した研究活動に取り組み，地域の総合的な発展に寄与する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 教育科学，教科教育，教科専門と教育実践との結合により，教育現場に生起する諸課題の研究を推進する。 学際的，文化的な分野における地域の諸課題について研究を推進する。</p> <p>大学として重点的に取り組む領域 全学的に取り組む領域 ・「生涯学習の視野による学力に関する研究」，「『開かれた学校』実現の基盤に関する制度論的研究」 ・「学内各分野(専門)の連携によるカリキュラム及び評価法開発」，「へき地・複式・小規模校に対応したカリキュラム開発」 ・「臨床教育学的子ども研究」，「教育相談，臨床心理相談など教育心理学，健康科学，カウンセリング分野に関する研究」 ・「大学と附属学校及び小・中・高等学校での実験授業による研究」，「現職教員のリカレント教育に対応するカリキュラムの開発・研究」 教育研究の幅の広さを活かして取り組む領域 ・「学校，教育委員会，公立の研究所・教育センター博物館等の教育・文化施設，公共団体，民間団体，企業，現職教員や地域住民との多様な共同研究」，「北海道の地域の特性に基づいた課題研究」 ・「芸術・スポーツが果たす地域の文化に関する研究」，「生涯教育，環境教育など地域の人材養成に寄与する研究」</p> <p>成果の社会への還元及び研究の水準・成果の検証に関する具体的な方策 創造的研究の成果を内外の学会や学術誌に発表し，研究の質の向上に努める。 研究成果や教材テキスト等の出版活動に努めるとともに公開して一般の利用に資する。 研究紀要の今後の在りようを検討し，一層の充実を図る。 北海道の各地域及び全道レベルでの学会及び研究交流集会の実施を推進する。</p>
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標 研究活動の活性化及び研究環境の整備充実を図る。 キャンパス間の各専門領域ごとの共同研究を推進する。 研究目的を達成するために柔軟で可変的な共同研究体制の整備を推進する。 研究活動等の状況や問題点を把握し，研究の質の向上及び改善を図るためのシステムを整備し，適切に機能させる。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 研究プロジェクトに対応した弾力的な研究グループを組織する。</p> <p>研究資金の配分システムに関する具体的な方策 教育研究指導・研究業績及び将来の発展が期待できる優れた着想並びに独創的発想の研究に対して，適切な評価とこれに基づく予算配分を推進する。 キャンパス間及び地域貢献に対する研究プロジェクトに対して，資金配分の充実を図る。</p> <p>研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 設備備品等のデータベース化により，学内資産の効率的活用及び学内外との共同利用を推進する。 プロジェクト研究等に対して研究スペースを確保する。</p> <p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的な方策 教員の教育研究実績に対する評価システムの導入を検討する。 研究専念制度を検討する。</p>

	<p>全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策 教育科学，教科教育，教科専門，附属学校教員及び地域の学校教員等で組織する研究課題別グループを設置する。 各種教育研究センターの施設・内容等の充実を図る。 学術情報の系統的整備・電子化を図り，国内外の研究機関との連携を推進するなかで，附属図書館を学術情報のセンターとして強化する。</p>
<p>3 その他の目標 (1) 社会との連携，国際交流等に関する目標 北海道地域教育連携推進協議会を通じた北海道全域の教育と文化に関わる地域貢献を強力に推進する。 「道民カレッジ」などと連携し，北海道全域にわたる生涯学習社会化への対応を強める。 各教員の専門研究を生かした地域への多様な貢献を一層広げ，社会に開かれた大学を目指す。 留学生の交換など国際交流をさらに発展させ，学生の国際感覚の涵養を目指す。 学校教育に関する国際協力において拠点大学としての役割を果たす。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置 地域社会との連携・協力，社会サービス等に係る具体的な方策 地域連携推進室を設置し，道・市教委，各種教育現場との連携事業・共同研究，学校支援ボランティア，地域社会との連携事業等を推進する。 道民の期待に応える講演会の開催，公開講座の充実を図る。 現職教員を対象として，各種認定講習・講座及び夏冬の長期休暇を利用した研修講座を開設するなどの教育活動を計画し，実施する。 道内各地域での教育相談，臨床心理相談，教育情報提供などを行うための研究ステーション，サテライト研究室・相談室等の設置を検討する。 大学及び地域の公共図書館等と連携し，学生，教職員，教育関係者，地域住民が必要とする学術情報を的確に効率よく提供できる図書館を構築する。</p> <hr/> <p>留学生交流その他諸外国の大学との教育研究上の交流に関する具体的方策 留学生の受け入れ，学生の派遣を積極的に行い，留学生に対する全学的教育体制の整備を図る。</p> <hr/> <p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策 開発途上国，北方圏やアジア圏の大学を中心に積極的な教育や研究にかかわる国際協力を実施する。 JICAなどと協力して，開発途上国の教材開発や教育実践に対する支援プロジェクトの実施と共同研究を推進する。 海外の大学・高等教育機関等と相互交流協定を締結し，国際学術交流を推進する 現職教員の海外派遣や研修の受け入れを進め，国際的な現職教員の相互交流を図る。</p>
<p>(2) 附属学校に関する目標 道央・道南・道北・道東の4つの圏域と結びつく多様な形態の教育と研究を実施する。 高度な資質を有する教員を養成するために，教育実習を体系化するとともに，大学と附属学校との密接な連携による専門的な研究を行う。 また，附属学校と大学と連携しながら，教育及び教員養成に資する実践的，開発的な研究を行う場とする。 地域の公立学校及び行政機関や教育機関と連携しながら，北海道の教育実態に関わる種々の実際的な研究と現職教員研修等を行う。</p>	<p>(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 各附属学校に教育及び研究上の特色をもたせ，大学との連携を図ることによって，多様な教育及び研究を遂行する環境を整える。 大学と共同して新しい教育の在り方やカリキュラムや指導法等の実践的研究開発を行う。 大学と共同して新しい教育の実験授業を行いその成果を地域の学校に還元する。 教育実習を体系化し，教職，教科教育，教科専門教育の各専門領域との連携を図り，教員養成の中心的役割を果たす。 附属学校教員の大学院での研修を積極的に推進する。 大学院を中心とする附属学校間及び学内センターとの総合的な教育研究システムの確立を図る。 大学，学内センター，附属学校と地域が連携するための体制を整える。 近隣地域の公立学校及び教育委員会や教育センター等と連携して，教育研究及び教育支援を行う体制を整える。</p> <hr/> <p>公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策 大学と附属学校が密接に連携し，附属学校を現職教員研修の場として活用する体制を整えるとともに，地域の教育機関との連携の中で各種現職教員研修の受け入れを推進する。</p>
<p>(3) 大学憲章に関する目標 本学の教育研究に関する目標及び理念を中心として，北海道教育大学憲章の制定を図る。</p>	<p>(3) 大学憲章に関する目標を達成するためにとるべき措置 地域の関係機関及び道民に広く意見を求め，憲章を制定する。</p>
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標 本学の基本理念を達成するため，学長のリー</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策</p>

<p>ダーシップを高め、全学的な視野に立った経営戦略を確立させるなど、大学運営の効率性、機動性、学内外に対する透明性を最大限確保する。 大学の自主・自律を基盤として、21世紀の大学の新しい役割に相応しい大学運営、マネジメントの在り方を追求する。 これまでの5分校のそれぞれの地域で果たしてきた役割と独自性を尊重しつつ、大学としての運営の一体性を一層有効に果たせるように、大学運営の効率化と改善を図る。</p>	<p>大学運営体制のより一層の機動性、戦略性を高めるため、学長の下に学長室並びに評価、広報、地域連携等の業務に対応した必要な室を置く。 教育研究の目標・計画について長期的視点から戦略的な検討を行う組織（室又はセンター）を置く。 経営協議会の委員に学外の有識者や専門家など外部の人材を適切かつ積極的に登用する。</p> <hr/> <p>運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 効果的・機動的な大学運営を実現させるため、委員会組織を整理・統合し、大学評価室等と併せて全学的な企画立案機能を抜本的に強化する。 戦略情報システム（S I S）として、大学評価システム及び大学教育情報システムを構築し、情報面からも、経営戦略上のリーダーシップを確立する。 教育研究評議会構成員に附属学校、センター等の代表を加えるなど大学全体の機能的連携を強化する。</p> <hr/> <p>教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 各種委員会及び室の構成に教員の他に事務職員等を加え、実践的かつ効率的な大学運営を目指す。</p> <hr/> <p>内部監査機能の充実にに関する具体的方策 内部監査機能の充実を図るため、「法人監査室」の設置を検討する。</p> <hr/> <p>国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 北海道内の国立大学間の連携・協力を強化するため、事務職員等の人事交流を推進する。</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 現行の分校体制を見直し、機能性と統合性を併せ持つ教育・研究組織に再編する。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 教育研究組織の見直しの方向性 教員養成と新課程の充実発展を期して、分校ごとの小規模の教員養成への分散と新課程の併存を止め、単一の大学として効果的に現代的課題に応えられるように、既存の課程を抜本的に集約・再編したキャンパスごとの機能分担システムに転換する。</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標 教員人事の適正化に関する目標 優れた人材を広く求め、更に教員の質的向上を図るために、教員人事に関する基準を公開し、インセンティブの付与を可能にする業績の適切な評価システムなどを構築する。 事務職員人事の適正化に関する目標 大学運営の専門職能集団としての機能が発揮できるよう、採用、養成方法を検討する。 事務職員に対して専門知識の向上及び意識改革を図る。</p>	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置 人事評価システムの整備活用に関する具体的方策 教育・研究・管理運営面を基本としつつ、社会貢献を加味した総合的な業績評価を導入し、人事の活性化を図る。</p> <hr/> <p>柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 優秀な人材を確保するとともに、組織業務の活性化等を高めるため、他機関との人事交流、民間からの人材登用などを積極的に進める。</p> <hr/> <p>教員の流動性向上に関する具体的方策 教員の採用は原則的に公募とし、研究業績はもとより教育業績の重視など採用基準を明確化する。 本学の特性を踏まえた教育研究の活性化を図るため、任期制による教育委員会との人事交流等を推進する。</p> <hr/> <p>女性・外国人等の教員採用の促進に関する具体的な方策 教員の採用に際しては、能力に応じた公平なシステムのもと、女性や外国人の採用を積極的に推進する。</p> <hr/> <p>事務職員等の資質の向上等に関する具体的方策 事務職員としての資質、知識・技能等の向上を図るため、各種研修（スタッフ・ディベロップメント）の実施と内容の充実を図る。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標 事務の業務等を見直し、集中化を図り、効率化・合理化を目指す。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 大学の円滑な運営を図るため、事務組織を再編し、業務の合理化・効率化を図る。</p> <hr/> <p>複数大学による共同業務処理に関する具体的な方策 大学間に共通する管理運営や、各種訴訟等の問題に適切かつ迅速に対応するため、北海道内の国立大学間で、共通事務処理体制を</p>

	構築するなどの検討を行う。
	業務のアウトソーシング等に関する具体的な方策 業務内容を見直し、アウトソーシング化を積極的に検討する。
財務内容の改善に関する目標 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 科学研究費補助金その他研究助成金等の増加を図る。 自己収入の安定的確保を図る。	財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的な方策 科学研究費補助金及び公募型助成金事業等への申請を奨励し、採択件数の増加に努める。 大学の研究内容と成果に関わる情報を学内外に提供し、共同研究、受託研究等の外部資金の増加に努める。
	自己収入の安定的確保に関する具体的な方策 アドミッション・ポリシーに基づき、確実な学生確保に努め、安定的収入の確保を図る。
2 経費の抑制に関する目標 管理的経費の抑制を図る。	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 管理的経費の抑制に関する具体的な方策 事務処理の簡素化・集中化を図り管理的経費の抑制を図る。 遠隔授業システム及びテレビ会議システムを積極的に活用し、経費の節減を図る。
3 資産の運用管理の改善に関する目標 資産の使用状況を適切に把握し、有効利用を図る。 外部資金等の安定的運用を図る。	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的な方策 保有資産等の情報を共有化し資産の有効利用を図る。 安全確実な利回りで外部資金等を運用管理する。
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 1 評価の充実に関する目標 自己点検・評価及び第三者評価を実施し、評価結果を大学運営の改善に十分に反映させるとともに、社会に公表する。 厳正な自己評価の実施と、第三者評価による評価を主体的に活かした教育研究の質的向上とを大学の基本的活動として定着させる。	自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 自己点検・評価の改善に関する具体的な方策 大学評価室を設置し、教育研究活動、社会貢献、大学運営の評価システムの構築・分析評価、改善指導等について企画立案等を行い、評価機能を強化する。
	第三者評価導入に関わる具体的な方策 大学評価室に学外有識者を加えるなど、点検評価に第三者の視点を反映させる仕組みを検討する。
2 情報公開等の推進に関する目標 本学の教育研究活動及び運営状況に関する大学情報を各種の媒体を活用して社会に対する情報提供を行う。	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置 広報企画室を設置し、大学情報の積極的な提供の在り方等について企画立案するとともに広報活動に係る連絡調整を行う。 本学の中期目標、財務内容、入学試験、卒業生の進路状況、教育研究活動など、諸活動に関する情報全般を学内外に積極的に提供する。
3 その他の目標 教職員の行動規範を定め、学内外に周知・公表する。	3 その他の目標を達成するための措置 セクシュアル・ハラスメントの防止を含め、適正な修学及び就労環境を確保する目的から、教職員が守るべき倫理に関するガイドラインを定め、学内外に公表、周知を図る。
その他業務運営に関する重要目標 1 施設設備の整備・活用等に関する目標 「ゆとりと調和」が感じられるキャンパスづくりを目指す。	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置 施設等の整備に関する具体的な方策 施設使用状況の点検・評価と適切なスペースマネジメントを実施し、弾力的・流動的な施設利用を図る。 国からの施設費補助金のみならず、競争的研究資金（間接経費）、寄付、地方公共団体との連携、PFI等、多様な整備資金の導入を図る。 施設設備の長期使用を図るため、修繕周期・更新周期等をデータベース化し、これに基づいた適切な修繕・更新を実施する。

	<p>交通動線，植栽，サイン等の屋外環境，バリアフリー対策等の整備を適切に行い，学外者からも関心を持たれるキャンパスづくりを目指す。</p>
<p>2 安全管理に関する目標 「安全で快適な環境」のキャンパスづくりを目指す。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 労働（教育研究）環境の安全管理 労働安全衛生法等の労働（教育研究）環境関係の諸法令への対応を適切に実施するための全学的なシステムを構築する。 附属学校の施設整備にあたっては，防犯対策に十分な配慮をしつつ実施する。</p>
	<p>（その他の記載事項）（別紙に整理）</p> <p>○予算（人件費の見積りを含む），収支計画及び資金計画 ○出資計画 ○短期借入金の限度額 ○長期借入金又は債券発行の計画 ○重要財産の処分（譲渡・担保提供）計画 ○剰余金の使途 施設・設備に関する計画</p>

中期目標

別表（学部，研究科）

学部	教育学部
研究科	教育学研究科

中期計画

別表（収容定員）

平成16年度	教育学部 4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科 328名 (うち修士課程 328名)
平成17年度	教育学部 4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科 328名 (うち修士課程 328名)
平成18年度	教育学部 4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科 328名 (うち修士課程 328名)
平成19年度	教育学部 4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科 328名 (うち修士課程 328名)
平成20年度	教育学部 4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科 328名 (うち修士課程 328名)
平成21年度	教育学部 4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科 328名 (うち修士課程 328名)